

# 補助対象経費等について

<p>(1) 新商品の開発又は既存の商品を改良し、商品価値を向上する事業 (※第3条第1項第1号に規定する事業)</p> <p>及び</p> <p>前年度に補助金の交付決定を受け、継続している事業 (※第3条第1項第3号に規定する事業)</p>	<p>調査研究費 ※委託費を除く</p>	<p>(1)品質等の検査に係る費用</p> <p>(2)産学連携による共同研究に係る費用</p> <p>(3)市場・知的財産権等の調査に係る費用</p>	<p>補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、上限250万円</p>
	<p>開発費</p>	<p>(1)試作品に係る原材料購入費</p> <p>(2)包装資材購入費</p> <p>(3)商品開発等に係る機材購入費</p> <p>(4)その他市長が必要と認める開発費</p>	
	<p>借損料</p>	<p>試作品の製作や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器、倉庫、敷地等のレンタル料、リース料として支払われる費用</p>	
	<p>資料購入費</p>	<p>商品開発等のための図書・参考文献・資料等の購入に支払われる費用</p>	
	<p>通信運搬費</p>	<p>商品開発等のための郵便代、運搬代等として外部に支払われる費用</p>	
	<p>委託費等</p>	<p>補助対象事業を遂行する上で自ら実行する事が困難であり、第三者に委託するために支払われる次の費用</p> <p>(1) 商品パッケージ・ラベル等のデザイン費用</p> <p>(2) コンサルタント費用等 ※商品の開発・発展・向上等のために支援機関等やコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費(書類等作成手数料等含む。)</p> <p>(3) 試作品の製造・改良等委託費</p> <p>(4) 調査研究費における委託費</p> <p>(5)その他市長が必要と認める委託費</p>	
<p>(2) 商品の販路拡大に資する事業 (※第3条第1項第2号に規定する事業)</p>	<p>委託費</p>	<p>ホームページ等作成・改修に係る費用 ※ホームページ等を通じて注文受付し、またはキャッシュレス決済ができない場合は、対象外。 ※第2条第1項第2号に規定する基準に該当する商品を掲載していない場合は、対象外。</p>	<p>補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、上限10万円</p>
	<p>広告宣伝費</p>	<p>商品PRのためのパンフレット、ポスター、チラシ等の作成及びWEB広告等掲載費用 ※第2条第1項第2号に規定する基準に該当する商品を掲載していない場合は、対象外</p>	
	<p>旅費</p>	<p>(1) 展示会等の会場との往復のための移動費</p> <p>(2) 宿泊費(1人1泊当たり1万円とし、当該額を下回る場合にあっては、その額とする。)</p>	
	<p>通信運搬費</p>	<p>展示会等へ持ち込む展示装飾品等を輸送するための送料</p>	
	<p>出展料</p>	<p>展示会等へ参加するための小間代、出展料及び装飾代</p>	
	<p>使用料</p>	<p>(1) 会場使用料</p> <p>(2) 電源使用料</p> <p>(3) 備品使用料</p> <p>(4)その他展示会等へ出店する際に必要な経費</p>	
<p>(3) 創業に係る事業 (※第3条第1項第4号に規定する事業)</p>	<p>店舗等改装費</p>	<p>市内に本店のある事業者が施工する次の費用</p> <p>(1)新築、増改築を含む店舗等の工事費(住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。)</p> <p>(2)看板設置工事費(店舗に直接設置するもの)</p> <p>(3)エアコンまたは換気装置の設置工事費(エアコンまたは換気装置本体は対象外。)</p>	<p>補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とし、上限60万円</p>
	<p>家賃</p>	<p>事業開始日の属する月から当該事業年度が終了する月までの最大6カ月分の賃貸費用(敷金及び礼金は対象外。また駐車場のみの賃貸費用も対象外。)</p>	
	<p>借損料</p>	<p>事業開始日の属する月から当該事業年度が終了する月までの最大6カ月分の事業の実施に直接必要な機械装置等のリース料として支払われる費用</p>	
	<p>広告宣伝費</p>	<p>店舗等の開業等をPRするためのパンフレット、ポスター、チラシ等の作成及びWEB広告等掲載費用</p>	
	<p>委託費等</p>	<p>(1)コンサルタント費用等 ※創業のために支援機関等やコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費(書類等作成手数料等含む。)</p> <p>(2)ホームページ等の作成に係る費用 ※ホームページ等を通じて注文・予約受付し、またはキャッシュレス決済ができない場合は、対象外。</p>	

※商品販売等に活用できる備品等(3万円を超えるもの)を購入する経費は、補助対象経費としない。